

保育園のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人みわの会（運営事業者）

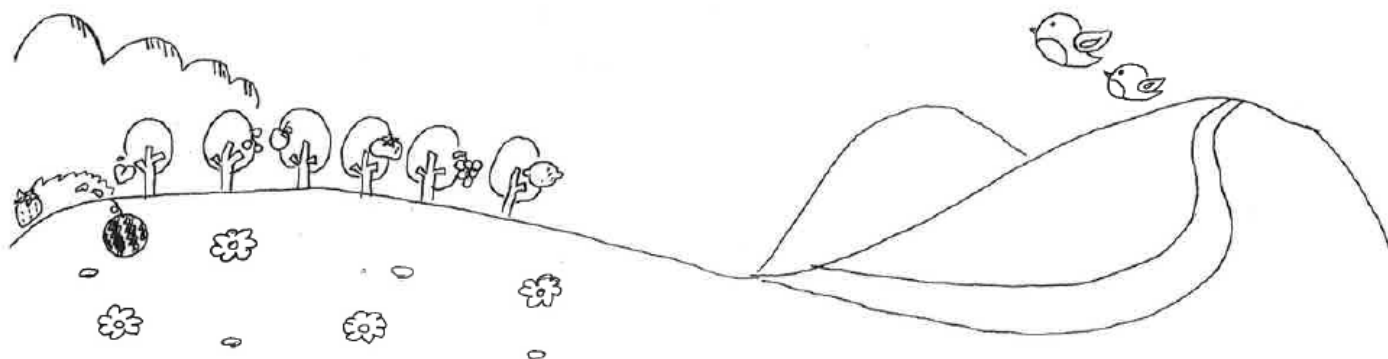
練馬区立 春日町第三保育園

〒179-0074

練馬区春日町 5-30-5

【目次】

| 番号 | 題目 | ページ |
|----|--------------------------------|-----|
| 1 | 保育理念・保育方針 | 3 |
| 2 | 施設の紹介 | 5 |
| 3 | 定員・クラス | 5 |
| 4 | 職員 | 6 |
| 5 | 開所日・開所時間 | 6 |
| 6 | 春日町第三保育園の保育 | 7 |
| 7 | 保育園の一日（デイリープログラム） | 10 |
| 8 | 年間行事（予定） | 11 |
| 9 | 食事（給食）について | 12 |
| 10 | 健康・園医について | 13 |
| 11 | 保険の適用 | 20 |
| 12 | 特別保育事業・その他の事業 | 22 |
| 13 | 登降園について | 23 |
| 14 | 非常時（緊急災害時）について | 24 |
| 15 | 練馬区保育園連絡メールのご案内 | 25 |
| 16 | 練馬区立保育園における個人情報保護について | 26 |
| 17 | ご意見・ご要望を述べる機会について | 28 |
| 18 | 虐待の防止について | 28 |
| 19 | アクセス・案内図 | 29 |
| | 練馬区立春日町第三保育園個人情報の利用目的について(同意書) | 31 |



1. 保育理念・保育方針

社会福祉法人 みわの会

みわの会のM, I, W, Aは2003年度の法人設立時に4つの思いを込めて誕生しました。

| | |
|------------|--|
| M マインド | 相手を尊重し受け止める心、よりそう心、やさしい心、思いやる心（ホスピタリティ・マインド） |
| I アイデンティティ | 一人一人の個性を大切に作る姿勢 |
| W ウィズ | 地域の方々、周りの人たちと共に育ち合う |
| A アットホーム | 誰もが“あるがまま”でいられる家庭的で温かな場所でありたい |

以上のことを願い、実行することが当法人の基本理念です。

みわの会が大切にしている「ホスピタリティ・マインド」は、お子さんはもちろんのこと、保護者の皆様、同僚、周りにいるすべての人たちに対する基本姿勢です。一人ひとりのこどもの発達を尊重し、支援する保育を実践しようとするとき、保護者の皆様に必要な支援ができるようにと願うとき、地域社会と共に歩もうとするとき、「ホスピタリティ・マインド」は、やさしく人と人との絆を強くしてくれると信じています。保育園は、乳幼児の養護と教育を担う機関です。

乳児のときから日々の体験を通しておこなわれることも同士の関わりや対話、協力共同の取り組み、その土台となる仲間づくり、集団づくりの実践こそが、「学びの質」を高めると共に「人と人とのつながり」を深め、後々学習や学力にも影響を及ぼすとされています。乳幼児教育とは正に、このことを指しているものです。

みわの会では、この考えに基づき「ホスピタリティ・マインド」をもって、こどもの意欲が育つ人的保育環境づくりを常に模索しています。

こどもは「未来からの預かりもの」、社会のみんなであらねべき宝物です。

保護者の皆様、保育園、地域、行政が一体になり、21世紀を支えてもらう日本の人財を共に育て合うのだとの意識をもち、こどもたちも保護者の皆様も保育者も心豊かになる保育を心がけてまいります。

社会福祉法人 みわの会
理事長 木下 眞佐子

(法人概要)

| | |
|---------|---|
| 理事長 | 木下 眞佐子 |
| 理事 | 6名 監事2名 評議員7名 |
| 法人本部所在地 | 東京都江東区豊洲2-5-3-101アーバンドックパークシティ豊洲コートC |
| 法人電話番号 | 03-5547-0075 |
| 運営施設 | ○ MIWA あかね台光の子保育園 定員 90名 神奈川県横浜市青葉区あかね台2-18-1 |
| | ○ 桐ヶ丘保育園（指定管理） 定員100名 東京都北区桐ヶ丘1-3-9-101 |
| | ○ MIWA シンフォニア保育園 定員120名 東京都江東区豊洲2-5-3-101 アーバンドックパークシティ豊洲 COURT-C |
| | ○ 蒲田本町保育園（運營業務委託） 定員125名 東京都大田区蒲田本町1-1-1-101 |
| | ○ 千田保育園（指定管理） 定員100名 東京都江東区千田22-8 |
| | ○ 春日町第三保育園（運營業務委託） 定員106名 東京都練馬区春日町5-30-5 |
| | ○ 高松保育園（運營業務委託） 定員122名 東京都練馬区高松3-24-27 |
| | ○ MIWA 木場公園保育園 定員130名 東京都江東区木場4-1-65 |
| | ○ MIWA たばた保育園 定員85名 東京都北区田端5-11-8 |

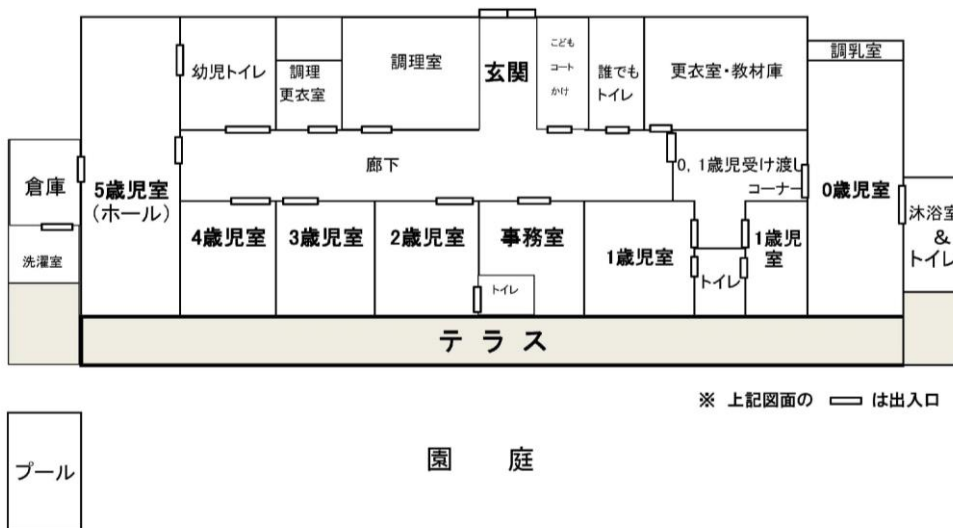
法人保育理念

- ・我が子をゆだねたい保育
- ・温かい心（ホスピタリティマインド）を持って、すべてを受け止めます。
- ・こどもの個性、独自性を大切にします。
- ・保護者地域社会と共に歩みます。
- ・家庭的な保育園を目指します。

2. 施設の紹介

- (1) 敷地面積 1505.793㎡ (延床面積 605.793㎡)
 (2) 園庭 900㎡
 (3) 建物構造 鉄筋コンクリート (都営住宅3階建て1階部分)
 (4) 建築年 昭和54年(1979年)5月1日
 (平成25年大規模改修工事)
 (5) 特徴的な設備 園庭が練馬区内で一番広く清潔な園舎です (0,1才:床暖房完備)

施設の図



3. 定員・クラス



| 年齢 | 乳児 | | | 幼児 | | |
|------|-------------------|-----|-------|-----|-----|-----|
| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
| クラス名 | いちご | もも | さくらんぼ | りんご | かき | ぶどう |
| 定員 | 100日 6名 8か月 6名 | 17名 | 18名 | 19名 | 20名 | 20名 |

定員 106名

4. 職員

| | | | | | |
|-----|-----|--------|----|--------|----|
| 園長 | 1名 | 主任保育士 | 1名 | 副主任保育士 | 1名 |
| 保育士 | 20名 | 事務兼保育士 | 1名 | パート | 9名 |
| 栄養士 | 6名 | 調理師 | 1名 | 看護師 | 1名 |
| 用務職 | 1名 | 嘱託医 | 2名 | | |

5. 開所日・開所時間

- (1) 開所日・開所時間 月曜日～土曜日 7:00～20:30まで
 (2) 延長保育時間 7:00～7:30 18:30～20:30
 (3) 休園日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）
 ※年によって年末保育実施

【保育時間】※平成27年4月1日新制度により改訂

| | 延長保育時間 | 保育短時間 | 保育標準時間 | 延長保育時間 |
|------------------|--|------------|------------|--|
| 月～土曜日 | 7:00～7:30 | 9:00～17:00 | 7:30～18:30 | 18:30～20:30 |
| 延長保育料 スポット保育料 | 月極 2,000 円 1回 200 円 (上限 2,000 円) | — | — | (夕1)月極 4,000 円 1回 400 円 (上限 4,000 円) (夕2)月極 8,000 円 1回 800 円 (上限 8,000 円) |
| 夕食 | — | — | — | 夕1 補食 夕2 夕食 |
| 申し込み先 | 保育園 | 練馬区役所 | 練馬区役所 | 保育園 |

※延長保育の利用については、(別冊)在園ハンドブックに詳細の記載がありますので
ご参照ください。

※対象となるのは、延長保育利用開始月の初日までに1歳の誕生日を迎えている
お子さんです。

※スポット保育とは1回限りの延長保育利用の名称です。

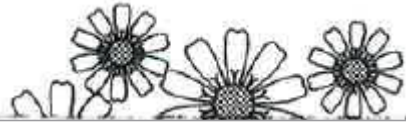
※スポット保育のみ定員枠があります。(毎日、朝2名、夕1及び夕2共通で5名)

※園に各届出用紙を準備しています。

※保育短時間認定の場合は、

- 7:30～9:00
- 17:00～18:30の間は「保育短時間延長保育」となります。

6. 春日町第三保育園の保育



(保育方針)

- 生命の尊さを育み、身近な人との深い関わりの中で、思いやりやいたわりの気持ちを養い、感謝の心を育みます。
- 乳幼児が心身共に健やかに成長するよう温かくゆったりとした環境を作り、こどもの“ありのまま”を受け入れます。
- こどもの個性と人格を尊重し、主体性・感性を育てます。豊かな人との関わりの中で、だれからも愛されているという自信を持てるように育てます。

(保育目標) 一生きる力の基礎を育てる一

- 元気な子
自分を認めてくれる大人や、友だちがいる中で、やりたいことを見つけ挑戦する。
- 考える子
見通しを持って、自分で考え、感じたことを表現できる。
- 優しい子
身近な人から愛されていることを感じる。
自分が大切な存在であることを実感できる。



さくら くすのき けやき

保育園の広い園庭には、桜・楠・欒の大きな3本の木があります。いつも元気に遊ぶ子どもたちや職員、送り迎えの保護者の方々を見守ってくれています。



遊び＝生きる力・学ぶ力

乳幼児期の体験によって、さまざまな能力を獲得します。広い園庭で身体を動かし、五感をすべて使い、匂い、感触を味わい、不思議なこと、発見することをたくさん体験していきます。



とことこなかよしひろば

いちご組(0歳)、もも組(1歳)が大好きな築山があります。職員が土を盛り作りました。はじめは登れなくても、他のこどもが登る姿を見て一生懸命チャレンジし、やがて上まで登れたときの満足そうな笑顔は特別です。小さな畑には、こどもたちと一緒に草花を植え、育てたり、虫探しを楽しんだりしています。草花を使ってままごと遊びをしたり、自然との関わりを大切にしたりしています。

（乳児保育）

保育園は、こどもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場です。乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、這う、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて情緒的な絆が形成されます。特定の大人との安心感が大きくなった時の自己肯定感や、非認知能力に繋がると言われています。

こどもが泣いたり、笑ったりなどして自分の思いを表現しながら、一人一人に寄り添い「こころのねっこ」を育てていきます。

「健やかにのびのびと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」

「身近なものとの関わり、感性が育つ」ことを大切にしています。



（幼児保育）

運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになると共に、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになります。理解する言葉が増加し、知的好奇心や関心も高まってきます。個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしています。

（異年齢交流保育）

3・4・5歳児は、異年齢交流保育を行っています。

様々のこどもたちが、共に生活をする場という保育園の環境を生かし、異年齢交流によって、こどもたちがより多様な体験が得られるようにしています。自分より年下のこどもへのいたわりや思いやりの気持ちを感じたり、年上のこどもに対して活動のモデルとして憧れを持ったり、こどもたちが互いに育ちあうことを大切にしています。

（睡眠）

午睡は、こどもの健康のためにとっても大切です。

乳児期には命を維持していくためにも午睡が重要な意味を持っています。幼児期に入ると、体力の回復だけでなく、生活リズムを作るためにも大切になります。

午睡はすべてのこどもたちに必要ですが、睡眠の量は、そのこどもの家庭での生活リズムや体質によって異なってきます。幼児クラスでは、午睡を休息として捉え、自然に眠れるよう心がけています。



（食事）

「食べる」ということは、健康なこどもの育ちの基礎であり、身体と心の発達を支える大切なものです。こどもが食事を通して様々な体験を積み重ね、食を楽しみ食べる意欲を育てていきたいと思えます。



（おむつ交換・排泄）

おむつを替える時、おむつ交換の場所を遊びの空間と分けることで、保育者とのゆったりとした関係の中で、お子さんの目を見ながら語りかけたり、スキンシップをしたりしながら、一人一人に丁寧に向き合い関わっています。

幼児クラスでも、着替えスペースを作り、一人一人の思いに配慮しています。



（長時間保育）

こどもたちが保育園で生活する時間は、近年長くなってきています。乳幼児期のこどもが8時間以上の時間を親から離れ、集団の中で過ごすことが、こどもにとってどのような影響があるのか、様々な研究が行われているところです。

女性も男性も社会の中で自分の役割を持ち、自分を生かしていくことは大切なことです。そんな保護者の方を保育園は手助けしていきます。しかし同時に、こどもにとっても、人生の最初のこの時間は二度と返ってくるものではありません。そのことをお互いに忘れることなく、こどもたちに接していきたいと思っています。

（保育園と家庭）

こどもにとって、保育士がどんなに優しい大人でも、親に代わることはできません。保護者の皆様のお手伝いをするのが保育園の役目だと考えていただきたいと思えます。

(環境への取り組み)

保育園では、SDGsに園全体（こどもたち、職員、保護者）で取り組んでいます。

- (1) ゴミの減量化、リサイクルのための以下の取り組みを行っています。
 - ・緑の地球を守るための活動に賛同し、巻芯 ECO プロジェクトに参加しています。
巻芯 ECO プロジェクトは、テープの巻き芯を回収し、資源として再利用する活動です。活動に参加することでいただける植物の種を、こどもたちと植えたり、畑を作ったり、巻き芯を通して、こどもたちと一緒に地球環境について考えています。
 - ・保育室に分別用の箱を設置し、こどもたちとリサイクルできるものを分別しています。
 - ・清掃局の人の話を聞き、練馬区に一つしかないスケルトンのごみ収集車の見学を行い、環境に関する知識を学んでいます。
- (2) こまめに電源を切る、水を止める等の省エネルギーの促進、緑化の推進など取り組みを行っています。
 - ・布や箱を使って手づくりおもちゃを作って活用しています。
 - ・節電、節水を心掛けています。植物を育て、環境に優しく自然な日陰を園庭に作りました。
- (3) 環境への考え方、取り組みを保育に活かしています。
 - ・地球の素晴らしさや、環境の変化、限りある資源について、園行事に限らず、日常の保育の中でも伝えていきます。保育園の豊かな自然のなかで、小さな生き物との出会い、咲いている草花への気づき、様々な身近な自然とのふれあいから、私たちの持続可能な営みと自然環境への関心を育てています。



7. 保育園の一日（デイリー・プログラム）

| 0, 1, 2才（乳児） | 時間 | 3, 4, 5才（幼児） |
|-------------------------------------|-------|--------------------------------------|
| 延長保育（7:00～7:30） 順次登園/受入れ/遊び | 7:00 | 延長保育（7:00～7:30） 順次登園/受入れ 遊び・活動 |
| 牛乳 | 9:00 | |
| 昼食 （年齢によって異なります） | 10:30 | 食事 |
| | 11:30 | |
| 午睡 | 食事後 | 午睡 |
| 目覚め・おやつ | 14:30 | 目覚め |
| | 15:00 | おやつ |
| 遊び お迎えの順に降園 延長保育（18:30～20:30） | 16:00 | 遊び お迎えの順に降園 延長保育（18:30～20:30） |

※ 延長・スポット保育は事前の申し込みが必要になります（在園ハンドブック参照）

8. 年間行事（予定）

※下記記載の行事は保護者参加を予定しています。

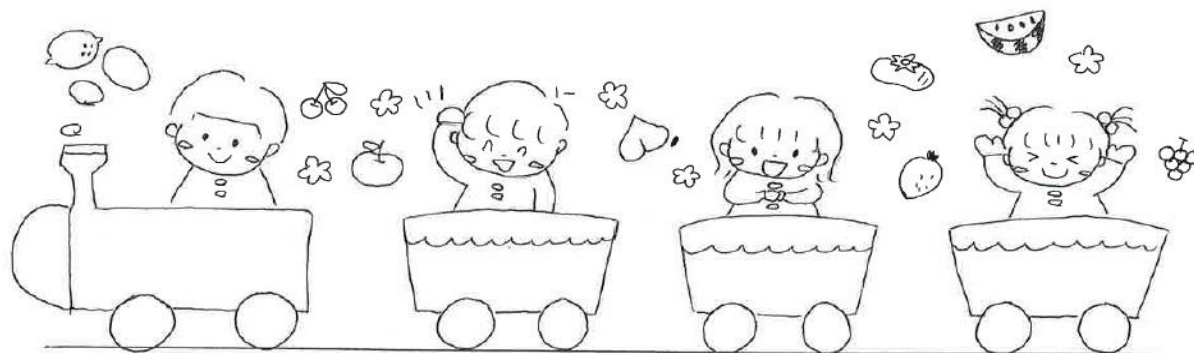
それ以外の行事については年度の初めに行事予定表を配布いたしますのでご確認ください。

| 行事 | 月 | 参加対象 |
|----------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| ふれあい運動あそび | 5月、11月 | 0～3歳児 |
| 運動会 | 10月 | 4～5歳児、地域の方 |
| 大きくなったよ みてみての会 | 12月 | 4～5歳児 |
| 卒園式 | 3月 | 5歳児 |
| 個人面談 | 4～6月を予定 必要に応じて、随時 お受けいたします。 | 保護者 ※各クラス日程は、近くなったら お知らせ致します。 |
| 保護者会 | 12～2月 | 保護者 ※各クラス日程は、近くなったら お知らせ致します。 |

☆四季折々の伝承行事はこどもたちの活動として取り入れ、その他にもこどもたちが楽しめる行事を取り入れていきます。

☆その他の行事については、予定表を配布しますのでご確認ください。

- 保育参観（随時受付）
- 誕生会（一人一人の誕生日にクラスのこども達職員とでお祝いをします）
- 表現活動 運動遊び（0歳～5歳） 美術（3歳～5歳）
- 身体測定
- 健康診断・歯科健診
- 0歳児 園医健診
- 避難訓練（毎月1回・年1回区主催の防災訓練が行われます）
- 防犯・不審者訓練（年2回）
- 寝具消毒（年4回）・園舎清掃（年6回）
- 保育園の発行物 毎月（園便り・ほけん便り・栄養便り・献立表）
随時（クラス便り・行事のお知らせなど）
- 動画配信



9. 食事（給食）について

こどもたちの味覚を育てるため、煮干しだし、昆布だし、かつおだしを使用しています。だしをしっかり取り、薄味で素材の旨味を活かした食事を提供しています。その時期にしか味わえない旬の野菜や果物を使用し、こどもたちの食への興味・関心を広げられるようにしています。

（食事に対する取り組み及び大切にしている事）

(1) 乳児

0歳児クラスでは、一人一人の生活リズムに合わせます。ミルクや離乳食は、大人が抱いて食べることからスタートし、一対一の関係を大切にしながら食事をします。安心できる環境のもと、次第に自分で食べようとする気持ちを育てていきます。

(2) 幼児

幼児期では、クラスのみんなと一緒に食べる楽しみを通して、食事のマナー（食事の姿勢、食具の持ち方、挨拶など）が身に着くように援助していきます。誕生日を迎える年長児にはバースデプレートに食事を盛り付け、クラスのこども達や職員も一緒にお祝いをし、成長を喜び合います。

(3) 献立について

基本的には練馬区の統一献立になっており、発達段階に合わせた食事作りを行っています。行事食やお楽しみ給食などは、春日町第三保育園が独自に献立を立てています。また、食事を通して、こどもたちに日本の伝統的な食文化を知らせています。

(4) アレルギー・宗教食について

アレルギー疾患を持つお子さんについては専門医の診断書を提出していただきます。それを基に、保護者・園長・栄養士・看護師・担任で面談を行い、園での食事内容を確認していきます。

宗教において特別な配慮が必要な場合は、保護者の方と相談の上、除去または弁当対応をお願いしています。

(5) 衛生管理について

0-157をはじめとする食中毒対策、衛生管理を徹底しています。



10. 健康・園医について

(1) 丈夫な身体づくりへの取り組み

乳幼児は新陳代謝が活発な時期です。当園では、汗を吸収しやすい点と動きやすい点を考慮し、下着は綿素材の半そでまたはランニングシャツの着用をおすすめしています。できるだけ薄着でいることで外気温に触れる機会が増え、自律神経などの神経系の働きを良くし、体温調節機能を高め、免疫力をつけ、丈夫な身体を作るといわれています。体温調節は健康維持に欠かせない機能なので、幼い時から養っていきましょう。

そして、母体からの免疫がなくなる生後4,5か月頃から1歳半頃までの時期は、風邪をはじめとする感染症にかかる可能性が高くなります。しかし、このような過程を経て社会に適応する免疫や抵抗力をつけていく時期でもあります。早寝早起きの習慣をつけて、朝食を摂るなど、生活リズムを整えていきましょう。

(2) 健康診断について

| 項目 | 対象 | 時期 |
|----------|-----|----------|
| 園児 健康診断 | 全園児 | 年2回（春・秋） |
| 歯科健診 | 全園児 | 年2回（春・秋） |
| 身長・体重測定 | 全園児 | 毎月 |
| 0歳児 健康診断 | 0歳児 | 毎月 |

※実施時期は園医の都合により変更することもあります。

※健康診断の結果は健診後1週間以内をめぐにお渡しします。

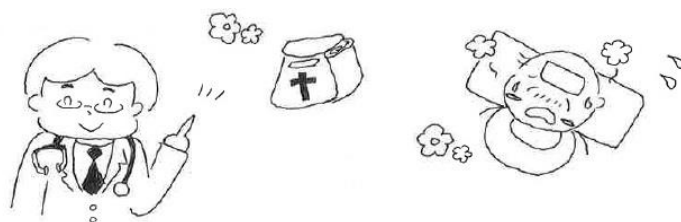
※身長・体重測定の結果は、コドモンアプリにてお知らせします。

(3) 薬のお預かりについて

練馬区立保育園では、原則、A「熱性けいれんの予防薬（ダイアップ座薬）」

B「アトピー性皮膚炎、慢性湿疹などの軟膏」以外の薬のお預かりはしておりません。そのため、病院で内服薬等が処方された場合、「登園時間内は服薬することが難しい」という旨をあらかじめ医師にお伝えすることをお勧めしております。

しかし、医師の判断で保育園生活の中で薬の使用が必要とされる場合のみ、最小限の範囲で薬をお預かりすることは可能です。園での与薬を依頼したい場合は、園長または看護師にご相談いただき、「与薬依頼書」に必要事項を記入して園に提出して下さい。お預かりする薬については、園医に相談し確認後の対応となります。園医の判断により、主治医の診断書等が必要になる場合があります。



(4) お子さんの病気について

- お子さんの健康上、気をつけてほしい事がある場合や、特に注意しなければならない 体質がある場合は、速やかに園にご相談下さい。

(例：熱性けいれん、てんかん、アレルギー疾患、喘息、肘内症、慢性疾患、入院や定期入院を要する病気など)

- 登園する前夜や朝など、ご家庭でいつもと違う様子や体調の変化がありましたら、登園時に必ず職員に伝えて頂くようお願い致します。
- 下記のような状況のときは、緊急連絡先へご連絡します。通常と職場が異なる場合や、緊急連絡先が異なる場合は、その旨をコドモンや連絡帳に記載するか、登園時に職員まで必ずお伝えするようお願い致します。

① 保育時間中に37.5度以上の発熱もしくは、体調不良と判断したとき

(下痢・嘔吐、顔色等がすぐれず元気のない様子など)

② 怪我や事故などで受診が必要な場合

③ 感染症の疑いがあるとき

※体調不良時は、園内での感染を防ぐため、早めもしくは至急のお迎えをお願いしています。

※p17に近隣の病児・病後児保育を掲載しておりますので、ご参考ください。

(5) 感染症（登園許可証・感染症届出書の必要な場合）について

- 感染症にかかった場合は、医師の指示に従いましょう。登園の際は、医師記入による「登園許可証」、保護者記入による「感染症届出証」が必要です。(p18、19参照。様式は練馬区のホームページよりダウンロード可能。園から用紙のお渡しもできます。) また、医師の診断後はその旨を保育園へご連絡ください。

- 別冊子（ねりまく 子育てのてびき）で定められた病気は、感染力が強いため、定められた期間、登園を控えてください。

- 保育園は集団での生活を送る場であることを踏まえ、感染拡大を防ぐために個々の症状により登園を控えていただくことがありますのでご協力お願いいたします。

- 登園許可証や感染症届出書を頂いた後でも、お子さまに症状が残っていると判断される場合は再度受診をお願いする事があります。予めご了承下さい。

※感染症に関しましては、国や自治体の方針に従うため、変更等がある場合がございます。その際は改めてお知らせします。

(6) 発熱後の登園について

厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に従い、24時間以内に38℃以上の発熱があった場合は、翌日の登園を控えていただくようお願いしています。また、解熱剤を使用せずに24時間発熱がないことを確認して、解熱したと判断します。お子さんが十分に休養できるよう、また保育園での流行を防ぐためにも、無理のない登園のご協力をお願いします。

また、発熱後に登園する際は、玄関で脇での検温を行う場合がございます。

ご協力よろしくお願い致します。

(7) 予防接種や麻酔を使う処置を受けた後の登園

予防接種当日や麻酔を使う処置（虫歯治療や抜歯など）を受けた当日は、副反応で熱が出たり、痛みや神経症状が出たりした際に園で対応することが難しいことから、できるだけご家庭で過ごすようにご協力をお願いしています。

(8) ケガの対応やテープの使用について

- 転んだ時の傷等は、きれいに流水で洗った後、ワセリンをぬり、必要に応じてテープ保護をしています。傷の状態によっては、保湿テープ（ハイドロコロイド、プラスモイスト等）を使用する場合があります。

※ワセリンやテープなどの使用を控えたいお子さんはあらかじめお申し出ください。

- 園内で怪我をして受診が必要と判断した場合は、必ず保護者の方にご連絡し、園より受診させていただきます。
- 虫刺されに貼るパッチや虫よけリングなどは、お子さんが誤って口に入れてしまう可能性があるため、園内での利用はお控えください。
- ホクナリンテープを貼布して登園する場合は、テープに必ずご記名ください。また、背中などこどもの手が届きにくく剥がれにくい場所に貼るようご協力をお願いします。

以下は、園内で使用する塗り薬・テープの例です。

▼ハイドロコロイド
(切傷などに使用)



▼ワセリン
(擦り傷や乾燥部位に使用)



▼ホクナリンテープ
(記名をお願いします)

お子さま
のお名前

▼ムヒベビー
(虫刺されなどに使用)



▼レスタミン軟膏
(湿疹や痒みのある部位に使用)



(9) 首から上の部分をぶつけた場合の対応について

ぶつけた72時間（3日間）は経過観察が必要と言われています。

(受傷直後には分かりにくい少量の出血が続き、数日後に命に関わることもあります) 最低でも **24時間（1日）**は、ご家庭でもお子さんに変わった様子がないか注意してみてくださいよう、ご協力をお願いします。

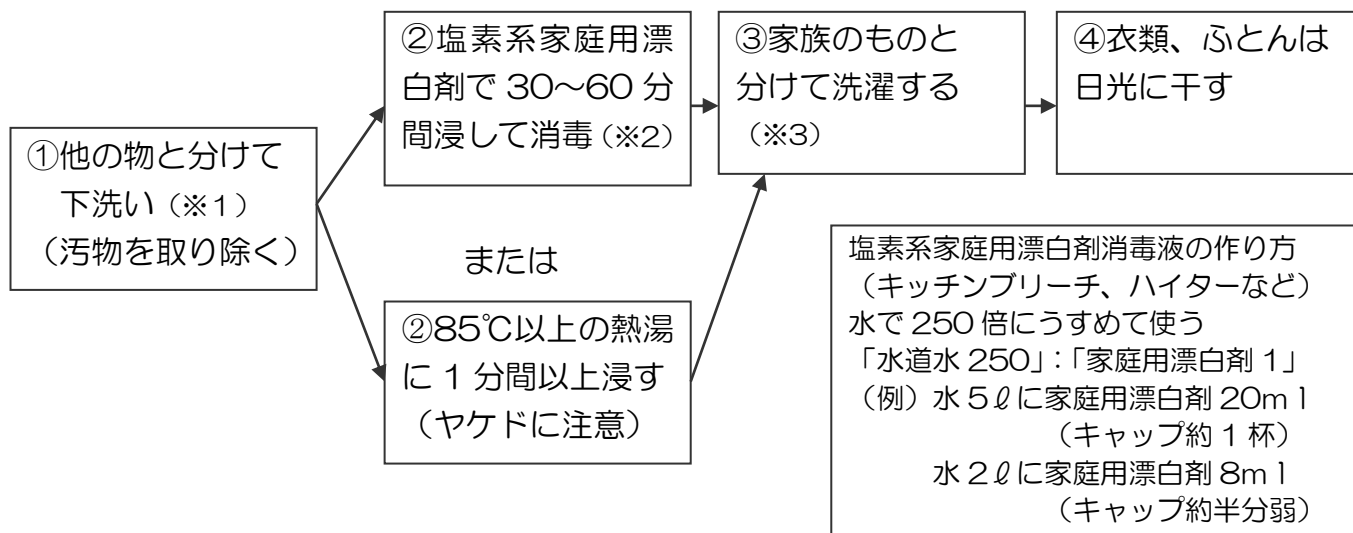
また、お休みの間やご自宅での怪我があった場合は、「いつ(日時)」「どこで(場所)」「どのように(ぶつけた状況や強さ)」「どこを(ぶつけた部位)」を、登園時に職員までお伝えください。

お子さん^をを安全にお預かりするため、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

《園で嘔吐・下痢をしたときのお願い》

嘔吐や下痢で汚れてしまった衣服等は、感染防止のため、そのままビニール袋に入れてお返します。園で洗う事で感染が広がることを防ぐために下洗いをしませんので、ご家庭での消毒・洗濯をお願いします。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【参考】ご家庭で汚れてしまった衣類やシーツの消毒方法



※1 下洗い、消毒、洗濯される時は使い捨てマスク・手袋・エプロンを使用し、換気のために必ず窓を開けます。

※2 塩素系漂白剤は色落ちするので注意してください。

(酸素系漂白剤・・・色柄物用漂白剤は効果がありません)

※3 処理後は十分に手洗いをしてください。

【感染性胃腸炎の登園基準の目安】

- 1 水溶性下痢がないこと
- 2 嘔吐がないこと
- 3 発熱がないこと
- 4 食欲が回復していること
- 5 原則として上記1~3の症状が丸1日ないことを確認する

★緊急時の連絡先★

変更があった場合は、速やかにご連絡下さい。

仕事が休みでも、保護者の方の都合により保育をご利用の際は、その旨を必ず職員にご連絡ください。

(10) 園医

| |
|---|
| ・嘱託医 平和台のと小児科クリニック 藤田 ひろ子 練馬区平和台 4-12-6 03-5945-9855 |
| ・歯科医 ジュン歯科クリニック 横田 淳一郎 練馬区練馬 1-19-7 中井川ビル1階 03-6794-6480 |

(病児・病後児保育)

いざというときのために、練馬区病児・病後児保育への登録をお勧めします。詳細は各施設へお問い合わせください。

| |
|---|
| ・こどもデイケアプリムラ 練馬区関町北 1-22-10 03-3928-5032 |
| ・ソラスト中村橋保育園 練馬区向山 1-13-2 03-5241-5110 |
| ・練馬区医師会病児保育センター ぱるむ光が丘 練馬区光が丘 5-6-1-101 03-3977-9400 |
| ・練馬区医師会病児保育センター ぱるむ大泉 練馬区東大泉 1-20-32 1階 03-5947-5233 |
| ・ナーサリールーム ベリーベアー練馬 病児・病後児保育室 練馬区練馬 1-17-1 ココネリ4階 03-5946-6714 |
| ・順天堂大学練馬病院 病児・病後児保育室みつばち ねりま 練馬区高野台 3-1-10 080-2674-4636 (直通) 03-5923-3111 (代表) |
| ・アイル平和台病児保育室 練馬区春日町 2-14-45 グリーンヒル平和台1階 03-5848-2916 |
| ・病児保育室ペンギンルーム 練馬区氷川台 3-40-6 03-5946-6590 |



登園許可証 (医師記入)

練馬区立

保育園

園児名

| 疾患名 該当欄に☑をお願いします。 | 登園のめやす |
|---|--|
| 麻疹(はしか) | 解熱した後3日を経過するまで |
| インフルエンザ | 発症後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで |
| 新型コロナウイルス | 発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること |
| 風しん | 発しんが消失してから |
| 水痘(水ぼうそう) | すべての発しんが痂皮化してから |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺・顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから、5日を経過するまで、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 結核 | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |
| 咽頭結膜熱(7-ル熱) | 主な症状が消え2日経過してから |
| 流行性角結膜炎 | 結膜炎の症状が消失してから |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、又は、抗菌薬による治療を終了するまで |
| 腸管出血性大腸菌感染症 (EHEC毒素を産生する大腸菌 O157, O26, O111等) | 医師により感染のおそれがないと認められていること(症状が治まり、連続2回の検便によって菌陰性が確認されたもの) |
| 急性出血性結膜炎 | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |

この登園許可証については、学校保健安全法および、こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、練馬区医師会、保健所、保育課で協議を行い作成しています。
なお、上記の疾患については、医師の許可を頂いてからの登園となります。

保育園長様

上記の者は、集団生活に支障がない状態になったので令和 年 月 日から

登園可能と判断します。

令和 年 月 日
医療機関名
電話番号
医師名

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について登園許可証の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され登園を再開する際には、この「登園許可証」を保育園に提出してください。

1 1. 保険の適用

練馬区こども家庭部保育課では、練馬区立保育園に在園する園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

「災害共済給付制度」は保育園管理下での負傷、疾病等が発生した際に医療費や見舞金が給付される制度です（加入負担金は練馬区が負担しています）。

(1)給付の対象となる災害の範囲と給付金額

| 災害の種類 | 災害の範囲 | 給付金額 |
|-------|--|---|
| 負傷 | その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの | 医療費 ●医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 |
| 疾病 | その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ●保育園給食等による中毒 ●ガス等による中毒 ●熱中症 ●溺水 ●異物の嚥下又は迷入による疾患 ●漆等による皮膚炎 ●外部衝撃等による疾病 ●負傷による疾病 | ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額 |
| 障害 | 保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。） | 障害見舞金 4,000万円～88万円 （通園中災害の場合は半額になります） ※令和3年度4月から永久歯の歯牙欠損見舞金が新設されました。1歯につき8万円。 |
| 死亡 | 保育園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡 | 死亡見舞金 3,000万円 （通園中災害の場合は半額になります） |
| | 突然死 保育園の管理下において運動などの行為に起因する突然死 | 死亡見舞金 3,000万円 （通園中災害の場合は半額になります） |
| | 突然死 保育園の管理下において運動などの行為と関連のない突然死 | 死亡見舞金 1,500万円 （通園中災害の場合も同様） |

(2)給付に必要な手続きと支給について

治療費が5,000円(医療点数500点)以上の場合、申請することができます。保育園からお渡しする制度利用に関する同意書をご提出いただき、保育園を通じて申請手続きを行います。また、申請には医療機関等が記入した書類の提出が必要になります。給付金の支給は申請後約3～4か月程度かかります。審査状況等により支給が遅れる場合がありますのでご了承ください。

(3)生活保護受給家庭の方について

生活保護受給家庭の方は、医療費の給付対象になりません。生活保護の医療扶助をご利用ください(障害見舞金と死亡見舞金については給付申請を行う事ができます)。

(4)時効について

災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日(その負傷・疾病について病院または診療所に受診した日)から2年間請求を行わないとき、時効によって消滅します。

(5)乳児医療証の使用について

受診の際は、病院や薬局等の窓口でスポーツ振興センター制度を使用することを伝え、健康保険証と乳児医療証をご提示ください。

医療機関等によっては、乳児医療証を使用せず2割の窓口支払いを求められる場合があります。窓口支払い分の保険適用内金額は、給付金で調整を行うため保育園までお知らせください。お住まいの区役所等による払戻し手続きは不要です。

また、園の職員が制度利用の手続きのために、健康保険証と乳児医療証をお借りし、医療機関に提示させていただく場合がございます。

(6)給付の対象外となるもの

- ・紹介状がなく大きな病院(大学病院や総合病院等)を受診する場合の初診時自費分
- ・健康保険が適用されない治療(例:歯科治療の場合の保険適用外の差し歯、美容整形等)
- ・入院時の差額ベッド代、付添看護料(※入院時のお子さまの食事代は給付されます)
- ・松葉杖等のレンタル代金、包帯や医薬品などの患者実費分、受診のための交通費
- ・検査のみの診療や入院で、異常がなく病名がつかない場合

(7)文書料について

医療機関等が記入する書類の文書料等については、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本柔道整復師会等の特別の配慮により、ご協力をいただいているものです。法律等で無料と定められているものではありません。

【問合せ先】

練馬区教育委員会事務局こども家庭部

保育課 保育所保健係 大澤

電話 03-5984-1423(直通)

12. 特別保育事業・その他の事業

(1) 延長保育事業（定期利用）

（7:00～7:30）（18:30～20:30）定員枠なし

※ 申請が必要です。詳しくは在園ハンドブックをご覧ください。

(2) スポット保育

（7:00～7:30 定員 2 名）（18:30～20:30 定員 5 名）

(3) 年末特別保育

12月29～30日（予定）

※ 練馬区の規定により、該当の年のみ実施。

(4) インクルーシブ保育（障がい児保育）

関わる大人がこどもの多様性を理解し、ありのままを受け入れ保育しています。また、こども同士が互いを理解して関われるよう援助しています。

(5) 地域子育て支援事業

① 地域交流・地域子育て支援「はるさんひろば」

LINE 公式アカウント「はるさんひろば@春日町第三保育園」

春日町青少年館等を利用して子育て支援事業を行っています。

② 練馬区主催「ねりまこどもカフェ」への参加

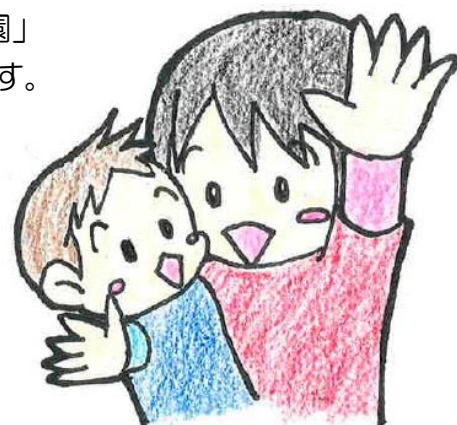
③ 園庭開放 月～金 10:00～11:30

④ 家庭的保育者・小規模保育事業所との連携

⑤ 行事への参加

(6) 子育て相談

随時受け付けております。



地域の方との交流を持つ中で地域の方に支えられながら、「ここに保育園があって良かった」と言っていただけの保育園づくりを目指しています。

(7) 体験学習・ボランティア・教員の方の見学の受け入れ

小学生、中学生、高校生、大学生、専門学生などを受け入れています。

家族化が進む中、青少年が小さい子と関わることで、人との関わり方を知り、相手を思いやる心が育っていきます。

また、保育園が様々な職種が力を合わせて子育てをしていることを経験することができます。

保育士を目指しておられる方々も実習生として受け入れています。

13. 登降園について



(1) 保育時間について

- 保育園における保育時間は、勤務時間＋通勤時間を保育時間とします。園長との面談にて、決定します。
ただし、満8か月未満のお子さまの保育時間につきましては、8：30～17：00の間で、8時間以内となります。
- 保育園は、児童福祉法にもとづいて、お仕事などの事由により保育を必要とする乳幼児をご家庭に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。
土曜日については、原則お仕事をされる方が対象です。
土曜日の登園が必要な場合は、事前にご相談ください。

(2) 登降園について

- 給食の準備、保育活動等がありますので、登園は9時までにお願いします。
お休み等の連絡も9時までにお願いします。
なお、連絡なく登園されなかった場合には、10時頃園より電話でご連絡いたします。
- お仕事で迎えの時間に遅れるときや、迎えの方が変わるときも必ずご連絡ください。

登降園については、ICTアプリ「コドモン」から随時連絡が可能です。

春日町第三保育園 電話番号 03-3926-5461 (月～土) 8:30～17:00

- * 上記の時間以外は、朝夕保育のため、職員が電話に出られない場合がありますのでご了承ください。
- お子さんを預けるときや、お迎えのときは、保育士にお声がけください。
- 自転車に荷物を置いたままにすると、盗難に遭ったり、又、カラスに狙われることがあります。各自、責任をもって、管理をお願いします。
- バイクや自動車での送迎はご遠慮いただいております。
ご家庭の都合により、自動車を使用する場合は、路上駐車は近隣の方の迷惑になりますので、有料駐車場に止めてから送迎をお願いいたします。

(3) 連絡事項について ～地震や災害への対応として～

- 保育園からの緊急連絡に備えて、ご自宅でお仕事の時、出張等で勤務先を離れるときは連絡先をお知らせください。
- 仕事がお休みのときは、原則としてお子さんもお休みとなります。
都合により登園を希望する場合は、担任までご相談ください。
- 入園時/切り替え時/変更時(住所、連絡先、勤務先、勤務時間、電話番号、家族構成等)必要に応じて、家庭状況調査票を提出していただきます。
- 園からの発信や配布物(園だより、保健だより、栄養だより、クラスだより等)は、園でのお子さんの様子や、食事、健康など、保護者の方と共有したい内容が投影、記載されています。ご確認ください、質問や感想等がありましたらお知らせください。
- 玄関の掲示板は園全体に関するお知らせを掲示します。
その他の事項は、「コドモン」で配信されたお便りをご覧ください。

14. 非常時（緊急災害時）について



災害時の避難場所は園としますが、園に滞在することが危険と判断したときは練馬小学校または練馬中学校に移動します。（その際は保育園の玄関に掲示します。）

緊急時の状況は、震度6弱以上でNTTが設置する「災害伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（Web171）」に、保育園の状況を入れます。なお、伝言ダイヤル及び伝言板は、どなたでもご利用が可能ですので、ご活用ください。

練馬区では、大地震等の災害発生時をはじめとする緊急時に、できるだけ速やかに保護者の皆さまに情報のお届けができるよう、「練馬区保育園連絡メール」の運用を行っています。登録は任意ですが、緊急時のために出来る限り登録をお願い致します。

また、園独自でもツイッターによる状況報告を行っています。（みわの会ホームページ内「災害用伝言板」からご覧いただくか、ツイッターですでにアカウントをお持ちの場合は、miwanokai_line をフォローしてください。）

地震警戒宣言または警報等が登園前に発令された場合は、安全のため、登園を控えて下さい。また、登園後に発令された場合は、直ちにお迎えをお願い致します。それまでは園にてお預かり致します。

非常食は、約3日分を保育園で備蓄しています。

緊急時の送迎の際は、確認を行いますので、名簿に署名をお願い致します。

緊急時に、ご都合により保護者の方が送迎できない時は、前もって代理の方のお名前などをお知らせ下さい。

緊急時における連絡について

休日・夜間における保護者の皆様から保育園への緊急連絡は練馬区役所休日・夜間対応ダイヤル（3993-1101）へお電話ください。

ご用件をお話しただければ、当直職員が園長等へ連絡をすることになっています。

15. 練馬区保育園連絡メールのご案内



練馬区保育園連絡メールは、災害時の安否情報や行事の中止情報などを配信しております。東日本大地震発生時に、保護者との連絡が十分に取れなかったことを踏まえ、平成 25 年 9 月 2 日に運用を開始し、8 割強の保護者の皆様にご登録をいただいております。

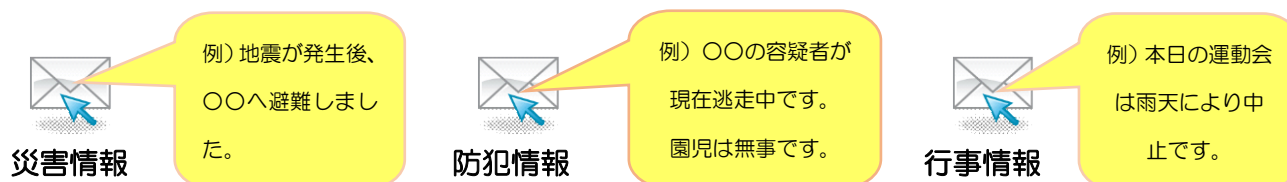
本メールを受取るためには、あらかじめ登録が必要です。新入园児の保護者の皆さまは、4月1日より登録可能となりますので、速やかにご登録いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(1) 登録方法

新入园児面接時にお渡ししました「子育てのてびき」に記載された練馬区保育園連絡メールの登録手順（p40～）に沿ってご登録願います。

(2) 配信する主な情報

配信する内容は、主に以下の 3 種類です。



(3) 利用料について

利用料は無料です。(通信料は自己負担となります)

16. 練馬区立保育園における個人情報保護について

- (1) 個人情報保護法とは
国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。
- (2) 練馬区個人情報保護条例とは
練馬区が個人情報を取り扱う場合の、基本的な事項について定められています。
基本的な事項とは、個人情報の収集や管理、利用に係わることや、開示等請求制度、罰則規定などです。
- (3) 個人情報とは
氏名・生年月日・住所などにより、個人を識別できるものを指します。これには、他の情報と容易に照合することができ、そのことにより個人を識別できる情報も含まれます。
- (4) 個人情報の収集について
個人の情報を収集する際には、利用目的を明確にした上で、目的達成のため必要最小限の範囲内で収集を行います。原則として、本人から直接収集します。
- (5) 個人情報の管理について
個人情報は正確かつ最新の状態に保つよう努めます。また、漏えいがないよう適切な措置をとります。個人情報を保有する必要がなくなったときは、速やかに廃棄または消去します。
- (6) 個人情報の目的外利用・外部提供
個人情報の目的外利用は、区の内部組織内であったとしても原則禁止されています。
また、本人以外の第三者への外部提供も原則禁止されています。
- (7) 自己情報の開示および訂正等の請求
練馬区で管理している個人に関する公文書は、本人であれば開示請求をすることができます。開示の他に訂正や削除、目的外利用・外部提供の中止を求めることもできます。
訂正は、事実と誤りがある場合に求めることができます。
なお、「事実」とは、住所や氏名など客観的に判断ができる事項を指し、評価や意見といった作成者の主観的判断に関するものは含みません。
削除、目的外利用・外部提供の中止は、条例に定められた手続きを取らずに請求することができます。

（自己情報（自己に関する個人情報）の開示請求）～練馬区ホームページ抜粋

① 対象となる個人情報

文書、図面、写真、フィルム、コンピュータのファイル、録音テープなど個人に関する情報（職員が職務上作成、または取得したもので、区が管理しているものに限り）

② 請求の種類 開示の請求、訂正の請求、削除の請求、目的外利用等の中止請求

③ 受付時間 午前8時30分～午後5時（土曜・日曜・祝休日・年末年始を除く）

④ 申請手続き方法

ご本人であることが確認できるものを提示し、「自己情報開示等請求書」に必要事項を記載し、区民情報ひろば（区役所西庁舎1階）に提出して下さい。

結果は、開示請求については15日以内、それ以外の請求については20日以内に決定し、ご連絡します。

⑤ 備考

請求文書が大量である場合には、決定を延期することがあります。

制度のご利用にあたり、ご覧になりたい文書や請求の書き方についてご相談をお受けしています。

（保護者の皆様へのお願い）

① 動画、写真、その他個人情報の園内での掲示について

保育園では、行事等で撮影した写真や動画を、園から保護者にお伝えするクラスだより等の各種配布物、DVD等に掲載します。また、撮影した写真や動画を保護者会等で上映します。また、必要に応じてYouTube配信を行う場合もあります。そのため、保護者の方に説明した上で、同意書をいただいています。

これらの個人情報を外部に提供する場合には、その都度お知らせし、確認を取ります。

② 園内での撮影について

園内の写真撮影は、基本のご遠慮いただいております。

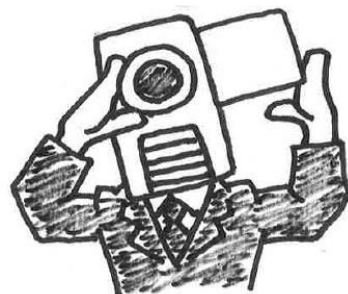
保護者参加の行事等につきましては、その都度お伝えさせていただきます。

③ ビデオや写真などのインターネットへの投稿について

保育園行事など、個人で撮影されたビデオや写真などを外部に提供したり、インターネット（ブログ、動画サイト、SNS等）に投稿したりする場合は、自分のお子さん以外の第三者の顔や音声は本人と特定されないよう、撮影の方向を工夫するなどの配慮をしてください。また、第三者の特定が可能な映像や画像を使用する際は、投稿前に必ず当該本人に事情を説明し、投稿に関する承諾を得るようにしてください。

④ 保育所児童保育要録について

平成21年4月施行の保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に従い、園児情報の円滑な引継ぎのため、保育所児童保育要録を用い、お子さんの成長などの情報を卒園時に小学校に情報提供します。



17. ご意見・ご要望を述べる機会について



こどもたちが保育園で気持ちよく過ごすために、ご家庭と保育園のコミュニケーションはとても大切だと考えています。子育てについてのお悩みや、ご意見、ご要望はお電話や送迎時に担当保育士に直接お話したり、日々の連絡帳を利用したりしてお伝えください。また、春日町第三保育園では、保護者と保育園の双方が自由に話し合える環境作りを目指しています。保育園をご利用するにあたって、気づいた点などは、ご遠慮なくお伝えいただきたいと思います。保育園ではこのようなご意見をいただく際、職員の誰でもご意見をうけたまわりますが、専任の担当者と責任者をそれぞれ設けましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、担当者と責任者でも解決に至らない場合は、保育園と第三者の関係にある「第三者委員」を設けましたので、ご相談ください。

連絡先を記入した書類がありますので、必要な方は保育園事務室までお申しつけください。

常時ご意見箱（スマイルボックス）を玄関に設置していますので、そちらもご活用ください。

| | | | |
|-------------------------|-------------------------|-------------|-------|
| ご意見・ご要望の受付担当者・・・・・・・・・・ | 保育園主任 | 関谷 瑞穂 | |
| | 解決責任者・・・・・・・・・・ | 保育園園長 | 永山 祐子 |
| | 第三者委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 法人監事 | 岸野 益美 |
| | | 民生委員・主任児童委員 | 嶋本 桂子 |

18. 虐待防止について

◎虐待が疑われる事象がある場合は、区の指導に基づき、関係諸機関への通報をいたします。 当園は、園児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

練馬区立 春日町第三保育園 個人情報の利用目的について（同意書）

練馬区立春日町第三保育園で取り扱う個人情報につきましては、以下の目的のために利用いたします。
 目的外の利用や第三者への情報提供はいたしません。（緊急対応時は除く）保育園で収集した個人情報は、
 適正に管理致します。下記の項目に児童や保護者の方の情報を記載させていただきます。

| 項目 | 利用目的 |
|-------------------|--|
| ① 通園家庭状況調査票 | 保護者の方の勤務状況や緊急連絡先を把握するために利用します。 |
| ② 緊急時園児引き渡し票 | 災害時にお子さんを引き渡す方を把握するために利用します。 |
| ③ 児童票 | お子さんの生育状況などを把握するために利用します。 (身長・体重・頭位の発達・感染症罹患・予防接種状況・健康健診結果等) 生年月日・身長・体重の記録については、給食における個人の栄養管理と区の栄養目標量を決定するためにも利用します。 |
| ④ 園だより クラスだより | お子さんの様子をお知らせするために、お名前を掲載させていただくことがあります。 |
| ⑤ 連絡帳 | お子さんのご家庭での様子や保護者の方からの連絡事項を把握したり、お子さんの園での様子や園からの連絡事項を保護者の方にお知らせしたりするために利用します。 |
| ⑥ 園敷地内の掲示 | 保育上、園児の持ち物保管場所の表示が必要なため、名前とマークで掲示します。また、作品を展示するため、園内、クラス内に名前をつけて掲示する場合があります。 |
| ⑦ 保育アプリ (コドモン) | 登降園や出欠席の把握と管理を行い、保育園や家庭でのお子さんの様子や、園や区からのおたよりなど必要な情報を、保護者と園が専用サイトで送受信し、共有するために利用します。 また、お子さんの健康状態や成育状況などを記録することで、園児の健康管理を行うために利用します。 |
| ⑧ 写真・動画 | お便りや配布物などの情報の掲示や保護者会での上映、写真の販売、ICTアプリによる送信等、保育園の様子や行事を保護者の方にお伝えするために撮影します。また、保護者会資料や卒園文集やDVDなど記念品贈呈の際等にも使用させていただく場合があります。 お子さんの様子や行事を保育資料として、You tube 配信させていただく場合があります。 テレビや新聞等の報道機関に情報提供する際には、別途個別に確認させていただきます。 |
| ⑨ ホームページ | 練馬区ホームページ及び法人ホームページ等に園の様子（行事の様子）を写真や動画でアップする場合があります。 |
| ⑩ 感染症について | 保健所からの要請に対して、情報提供する場合があります。 |

※ご不明な点がありましたら、園長までご連絡ください。

----- キ リ ト リ -----

私は、上記各項目の資料について、利用目的および利用方法の内容を確認しました。
 つきましては、上記各項目に掲げる資料に個人情報を利用されることを承諾します。

令和 6 年 月 日 組 児童名 _____

保護者名 _____ (自署)

別記（伝達事項）